

## 公共政策教育部履修規程

第1条 公共政策専攻の授業科目及び学修方法等については、この規程の定めるところによる。

第1 授業科目及び履修

第2条 授業科目は、次の区分により開設する。

基本科目

専門基礎科目

実践科目

展開科目

事例研究

研究指導科目

2 各年度に開講する科目、単位数、配当時期及び授業時間数は、毎年、教育部教授会で定める。

第3条 科目を履修するには、学年又は学期の初めに、所定の様式により、履修登録をしなければならない。

2 履修登録をすることができる科目は、学期ごとに18単位、学年ごとに36単位までとする。

第4条 各学生に履修指導教員を付し、計画的履修、志望形成、その他の履修指導に当たらせるものとする。

2 学生の進路選択及び実務研修等に関し必要があるときは、進路指導教員を付し、その指導に当たらせるものとする。

第5条 履修に当たっては、次に掲げる科目について、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

基本科目 12単位（公共政策論A 2単位及び公共政策論B 2単位を含む）

専門基礎科目 8単位

実践科目 6単位

第6条 前条に定める単位のほか、特定の能力を育成するためのプログラム（以下「クラスター科目」という。）のいずれかを選択して履修し、その展開科目又は実践科目から8単位、事例研究から4単位を修得しなければならない。

2 前項に定める事例研究4単位には、2年次に履修し修得するケーススタディ2単位が含まなければならない。

3 クラスター科目は、次の通りとし、それぞれ実践科目、展開科目及び事例研究からなるものとする。

政策分析・評価クラスター科目

行政組織間交渉クラスター科目

地球共生クラスター科目

4 クラスター科目の選択は、1年次の後期の履修登録までに行うものとする。その変更を希望するときは、2年次の後期の履修登録までに、教育部長に申し出なければならない。

5 その他クラスター科目群の選択に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 事例研究においてケーススタディを履修した者は、当該学科目に関連する研究報告（以下「ターム・ペーパー」という。）を提出することができる。

2 事例研究におけるターム・ペーパーの提出及び審査並びにインターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 研究指導科目（政策課題研究）は、2年次在学者又は第19条の規定により在学期間を短縮される者が履修することができる。

2 政策課題研究の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 他の研究科における修士課程の科目又は他の専門職大学院の科目（法曹養成専攻の科目は選択科目に限る。）は、8単位を限度として、履修することができる。

2 前項の規定により科目を履修しようとする者は、学期又は学年の初めに、当該科目を担当する教員の許可を得た上で、教育部長に届け出なければならない。

第10条 他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は、休学し、あるいは休学することなく外国の大学の大学院に留学してその授業科目を履修しようとする者がある場合において、教育上有益と認めるときは、教育部教授会の議を経て、10単位を限度として、これを許可することができる。

第11条 本専攻に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（科目等履修生又は特別聴講学生として修得した単位を含む。）は、教育部教授会の議を経て、24単位を限度に、本公共政策大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定による科目の履修に関し必要な事項は、教育部教授会が定める。

第12条 前3条の規定により修得することのできる単位は、合わせて24単位を超えることができない。

## 第2 単位認定及び成績評価等

第13条 単位の認定は、筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により、成績を評価して行う。

2 ターム・ペーパー又はインターンシップについて合格の判定を得たときは、2単位を認める。

第14条 成績評価については、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 成績は、次に掲げる基準に基づいて点数により評価する。

90点以上（A+） 当該科目の学修目標を超える達成度を示しており、非常に優れている。

80～89点（A） 当該科目の学修目標を十分に達成しており、優れている。

70～79点（B） 当該科目の学修目標について標準的な達成度を示しており、いくつかの評価事項について優れた成果を示している。

60～69点（C） 当該科目の学修目標につき最低限の水準を満たすにとどまる。

0～59点（F） 当該科目の学修目標について最低限の水準を満たしておらず、さらに学習が必要である。

3 前2項の規定にかかわらず、政策課題研究、ターム・ペーパー及びインターンシップの成績は、合格又は不合格の判定による。

第15条 教員は、学生が成績の通知を受けてから1月以内に自己の成績について説明を求めたときは、必要な説明を行うものとする。

第16条 やむを得ない事情により筆記試験を受けることができなかつたと教育部長が認めた科目については、追試験を受けることができる。

2 追試験の実施に必要な事項は、別に定める。

## 第3 進級及び修了要件

第17条 1年以上在学し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて22単位以上を修得した者に限り、2年次に進級するものとする。

第18条 2年以上在学し、第5条に定める科目区分による26単位及び第6条に定めるクラス

ター科目12単位を含む48単位以上を修得した者は、課程を修了したものとする。

2 前項の総単位数は、第9条及び第10条並びに第13条の規定により修得した単位を含むものとする。

第19条 前条の規定にかかわらず、在学期間については、第11条の規定により本公共政策大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得した単位に限る。）を本公共政策大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他の事情を勘案して、1年を超えない範囲で本公共政策大学院に在学したものとみなすことができる。

2 前項の規定により在学期間の短縮を認めることのできる者は、公共政策大学院入学試験規程にいう職業人選抜の方法を経て入学を許可された学生に限る。

第20条 同一年次の在学は、2年に限る。ただし、疾病による休学その他の特別の事情があるときは、教育部教授会の議を経て、2年を超えて在学を許可することがある。

#### 第4 特則

第21条 京都大学通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを許可された者についてこの規程を適用することに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
(中間の改正規定の附則は、省略)

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者が公共政策論A又は公共政策論Bの筆記試験を受けて不合格（F）の評価を受けた場合には、再試験を受けることができる。再試験の実施については、別に定めるところによる。

#### 附 則

この規程は、令和元年11月14日から施行する。